

# 主な婚姻手続はこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか?  
当てはまる手続をご自身で確認してください



窓口番号・係

行政  
局

手続

必要なもの など

**住所**  
**住所が変わる方**



- ・住所変更（転入・転出・転居）

※転入・転出・転居のチェックリストをご確認ください

**同居しているが、住民票上別世帯になつた方**



- ・世帯合併又は世帯変更届

・本人確認書類

**【姓が変わる方】  
マイナンバーカードをお持ちの方**



- ・カードの氏名変更

・マイナンバーカード

**【姓が変わる方】  
旧姓で印鑑登録をされている方**



- ※特別な手続はありません  
自動的に印鑑登録が廃止になります

**【姓が変わる方】  
住民票やマイナンバーカードに婚姻前の姓を  
のせたい方**



- ・旧氏の登録  
※旧氏登録された方は印鑑登録は廃止されません

・婚姻前の姓が記載されている戸籍  
・本人確認書類  
・マイナンバーカード（お持ちの方）

**お子様の戸籍についてのご相談**



- ・入籍届、養子縁組など

※受付窓口でご相談ください

**年金を受給中の方**



- ※必要な場合はご案内します

※受付窓口でご相談ください

**国民年金保険料全額免除・納付猶予の継続  
申請者の方**



- ・配偶者状況変更届

**国民健康保険に新たに加入する方**



- ・国民健康保険の加入  
・資格確認書、又は資格情報のお知らせ  
の交付

・職場の健康保険の資格を喪失した証明書  
・マイナンバーカード又はその他本人確認書類

**→70歳から74歳までの方**



- ・高齢受給者証の交付  
(資格確認書を交付する方のみ)

**国民健康保険に既に加入している方で  
姓が変わる方**



- ・資格情報のお知らせ、資格確認書の交  
付

・変更前の国民健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書

**→70歳から74歳までの方**



- ・保険証兼高齢受給者証の交付  
(資格確認書を交付する方のみ)

**→各種証（病院での支払が一定金額までになる  
証明書）をお持ちの方**



- ・各種認定証等の姓変更

・変更前の限度額適用認定証  
・変更前の限度額適用・標準負担額減額認定証  
・変更前の特定疾病療養受療証

**国民健康保険を脱退される方  
(勤務先の健康保険に加入される方、配偶者の勤務  
先の健康保険の扶養に入られる方)**



- ・国民健康保険の脱退

・国民健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ  
・新しい保険証、資格確認書、又は資格情報のお知らせ等、配偶者  
の勤務先の健康保険に加入したことを証明するもの

1

市民課 窓口係  
(TEL0739-26-9925)

2

市民課 庶務年金係  
(TEL0739-26-9925)

3

保険課 庶務係  
(TEL0739-26-9924)

こども	0歳～高校生年代のお子さんがいる方 ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください	<input type="checkbox"/> 2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/> ・児童手当の受給者変更、配偶者追加	※受付窓口でご相談ください
	ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/> 2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/> ・児童扶養手当の資格喪失 ※支給停止中の方も含む	・児童扶養手当証書（お持ちの方）
		<input type="checkbox"/> 4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/> ・ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失 ・子ども医療費助成の申請	・ひとり親家庭等医療費受給者証（お持ちの方）
福祉	重度障害者の医療費受給資格をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/> ・重度障害者等の医療費助成の変更届	・重度障害者等医療費受給者証 ・前住所地の所得課税証明書(※) ・所得確認の同意書(※) ※所得確認の必要な対象者については、お問合せください
税 料 金	水道の使用名義が変わる方	<input type="checkbox"/> 7 水道部 業務課 料金係 (TEL0739-24-0011)	<input type="radio"/> ・使用名義変更 ・口座振替の変更	※お電話又は受付窓口でご相談ください
	税金の口座を変更する方	<input type="checkbox"/> 11 収納課 市税検収係 保険検収係 (TEL0739-26-9922)	<input type="radio"/> ・口座振替の変更	・キャッシュカード ・本人確認のできるもの（代理登録の場合のみ）

## 2階 福祉に関する手続はこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか？ 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口	行政 局	手続	必要なもの など		
【姓が変わる方】 介護保険証をお持ちの方		<input type="checkbox"/> 3 やすらぎ対策課 介護保険係 (TEL0739-26-4931)	<input type="radio"/> ・介護保険証等の氏名変更 (保険証等は後日郵送)	変更前の介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証など				
障 害 福 祉	【姓が変わる方】 障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	1 障害福祉室 (TEL0739-26-4902)	<input type="radio"/> ・各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳			
	【姓・健康保険証等が変わる方】 自立支援医療受給者証（精神通院・更生・育成）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/> ・受給者証の氏名変更	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など			
	障害による手当等（特別児童扶養／特別障害者／障害児福祉／経過的福祉／重度障害者等福祉年金／心身障害者扶養共済）を受給・加入されている方	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/> ・氏名変更 ・口座変更 ・受給者を変更する手続等	※手続内容は個々に異なりますので、担当窓口へお問合せください			
	障害福祉サービスを利用されている方 (放課後等デイサービス・ヘルパー・作業所等)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/> ・氏名変更 ※世帯員の増減がある場合は、負担額の見直しが必要となる場合があります	・障害福祉サービス受給者証			
こ ど も	ひとり親家庭等に該当していた方 ※就業支援や経済支援の給付金や貸付制度をご利用されている方	<input type="checkbox"/> 5 子育て推進課 こども家庭係 (TEL0739-26-4927)	<input type="radio"/> ・自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付・母子寡婦福祉資金貸付制度など	※受付窓口でご相談ください				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	<input type="checkbox"/> 5 子育て推進課 保育係 (TEL0739-26-4904)	<input type="radio"/> ・住所氏名変更	※受付窓口でご相談ください				
	学童保育所に入所を希望する方	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ・学童保育所の入所相談					
	学童保育所に入所しているお子さんがいる方	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/> ・住所、氏名、世帯員、学童保育所の変更					

4階・5階

## その他の必要に応じた手続を行うことができます

下記に当てはまる方は世帯にいますか? 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口	行政局	手続	必要なもの など
小学校	ひとり親家庭等に該当していた方	<input type="checkbox"/>	5階 8 学校教育課 学事係 (TEL0739-26-9942)	×	・就学援助の再申請	※受付窓口でご相談ください
その他	市営住宅を退去する方 又は市営住宅に入居・同居を希望する方	<input type="checkbox"/>	4階 8 建築課 市営住宅係 (TEL0739-26-9936)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	・市営住宅退去の手続 ・市営住宅の入居、同居の相談	※受付窓口でご相談ください

### ★行政局の連絡先

- 龍神行政局 TEL 0739-78-0111 (代表)
- 中辺路行政局 TEL 0739-64-0500 (代表)
- 大塔行政局 TEL 0739-48-0301 (代表)
- 本宮行政局 TEL 0735-42-0070 (代表)

※行政局の欄が「○」の手続は上記の各行政局でも手続可能です。

※必要な書類がそろわない手続は、後日改めてご来庁いただく場合があります。

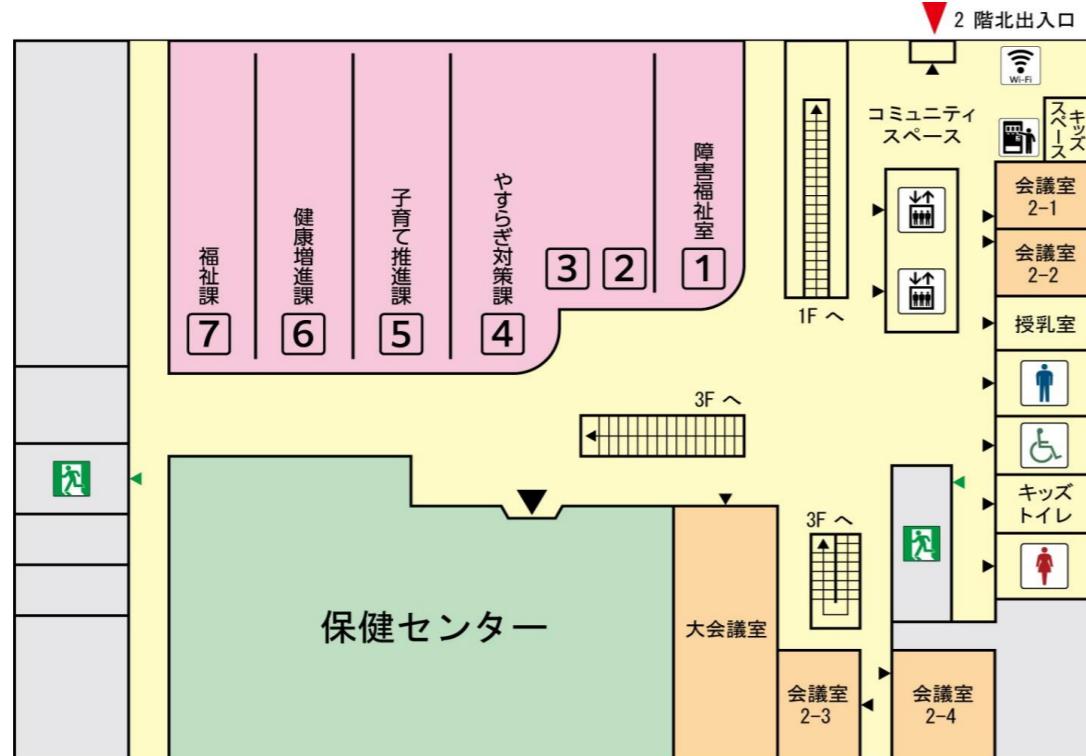
他に希望される手続がございましたら、お気軽に職員までお声がけください！

# 手続チェックリスト

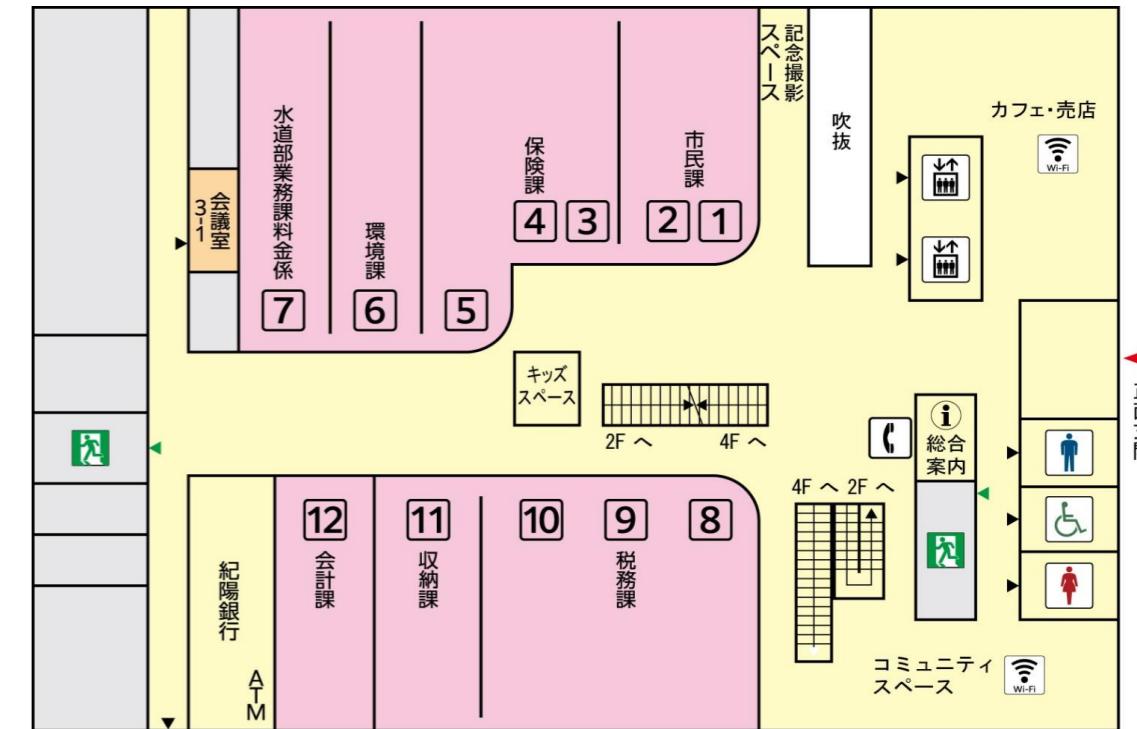
婚姻

## 市役所本庁舎 フロア図

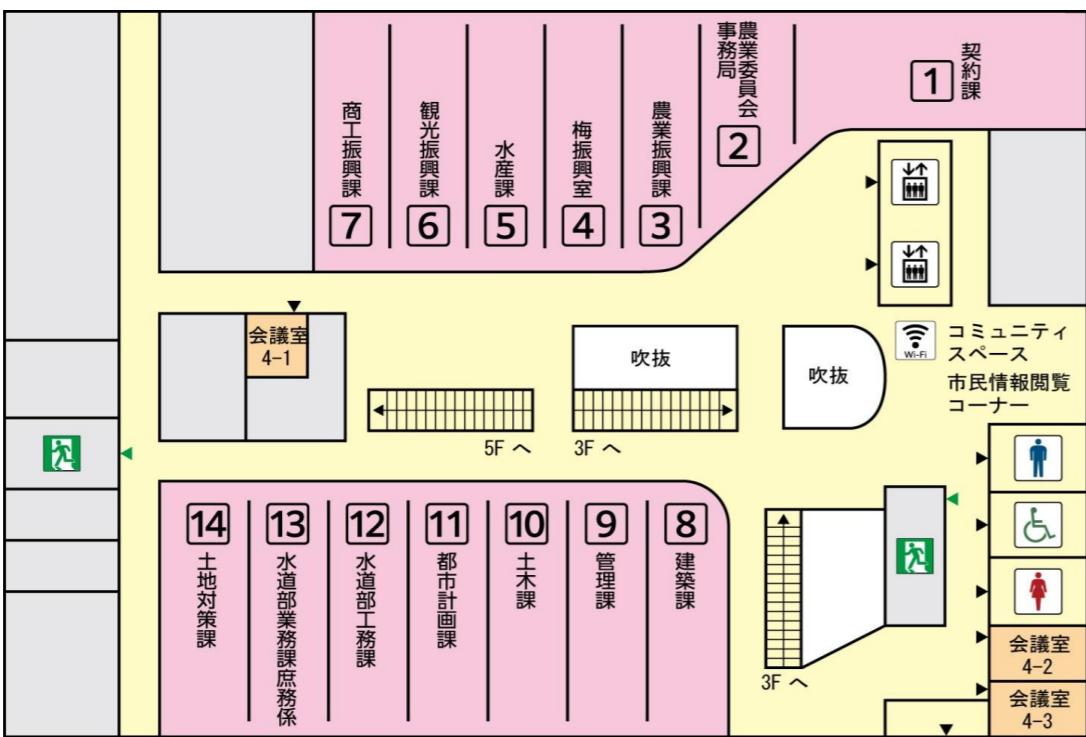
2階



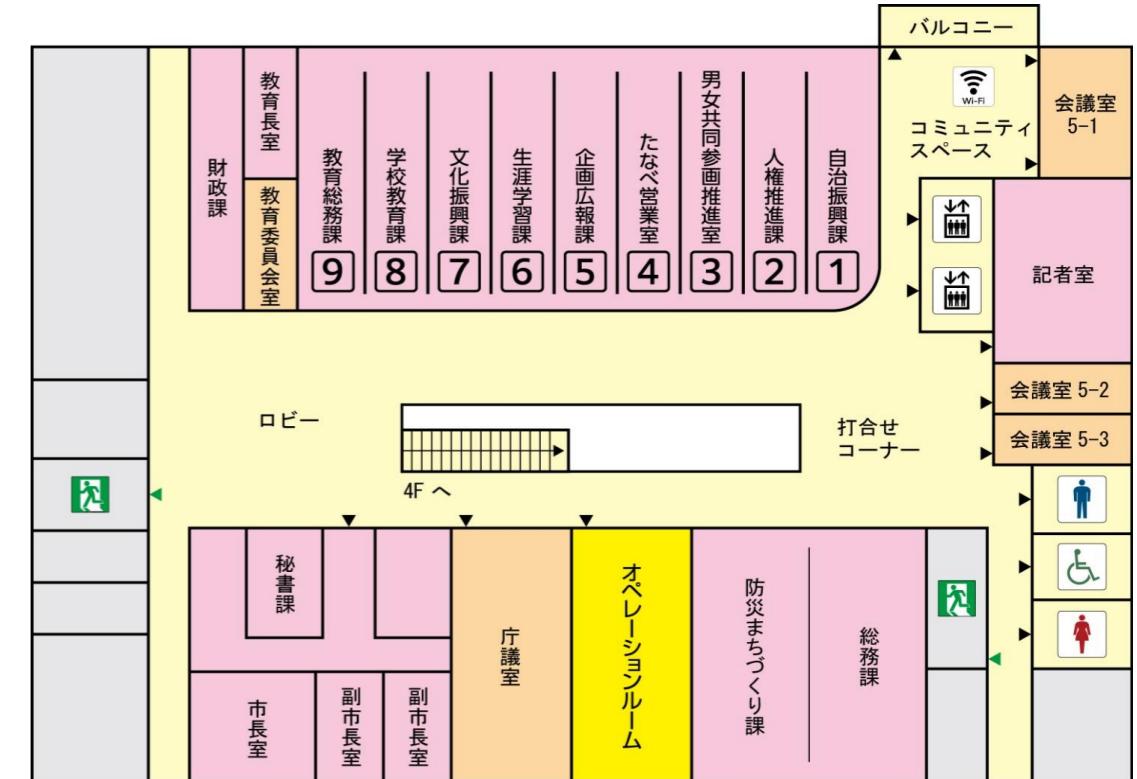
3階



4階



5階



4階歩道橋出入口